

消防設備点検仕様

1 業務箇所

- (1) 佐久市岩村田1862-1 浅間総合病院
中央棟、西棟、南棟、東棟及び付属建屋 消防法における用途分類 6項イ
- (2) 佐久市岩村田1855-1 浅間総合病院看護師寮 消防法における用途分類 5項ロ
- (3) 佐久市岩村田1858-1 こすもす保育園 消防法における用途分類 6項ハ

2 業務内容

- (1) 消防設備機器点検（9月中旬予定）、総合点検（2月予定）及び報告書作成。
（消防署報告については、2月点検時に行う。）
看護師寮は3年に1度の報告（前回報告＝平成28年度）
- (2) 防火対象物点検及び報告書作成。
- (3) 防災管理点検及び報告書作成。

3 業務の方法等

- (1) 法定資格者を派遣し、法定点検（消防法第17条の3の3その他関係法令による）業務を行う。
- (2) 使用の機械、道具等、また設備点検方法は事前に協議を行い、病院係員の承諾を得た後実施する。
- (3) 院内点検日程については、放送設備点検（他委託業者）と日程調整を行い、平日1日、土日・祝日（音だし試験）の2日間にて点検業務を行う。
防火対象物、防災管理点検については、日程の指定はしない。

4 点検内容

- (1) 病院設備
 - ア 消火器具 一式
 - イ スプリンクラー設備 一式
 - ウ 誘導灯及び誘導標識 一式
 - エ 火災通報装置 一式
 - オ 屋内消火栓設備 一式
 - カ 防排煙制御設備 一式
 - キ 自動火災報知設備 一式
- (2) 看護師寮設備
 - ア 消火器具 粉末 一式
 - イ 自動火災報知設備 一式
- (3) 院内保育所
 - ア 消火器具 粉末、強化液一式
 - イ 誘導灯及び誘導標識 一式
 - ウ 非常警報設備 一式

5 業務の報告

業務実施後は、書面を持って報告すること。

6 その他

- (1) 当院で実施する年2回の防災訓練等に協力すること。
- (2) この仕様書は、業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (3) 請負業者は、事前に保守点検実施計画書を作成し、提出すること。